

栃木県公報

令和 2 (2020)年 2月13日(木) 号 外 第 5 号

目	次
———— 告	示

告示

栃木県告示第71号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2 (2020) 年2月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 実施の目的
 - 豚熱の発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 県内で飼育されている豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 3 注射の方法
 - 皮下又は筋肉内注射
- 4 実施する区域及び期間

	区 填			域		期	間	
県	Ļ	内	全	域	令和 2 同年 3	(2020) 月31日ま	年2月17日か :で	ら

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)